

生涯教育制度 手続集



公益社団法人

日本視能訓練士協会

Japanese Association of Certified Orthoptists

2024.06



公益社団法人日本視能訓練士協会
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-8-5
新神田ビル 2F
電話 : 03-5209-5251
ホームページ : <https://www.jaco.or.jp/>

目次

I. 新人教育プログラム	6
1. 履修条件	6
2. 修了条件	6
3. 修了申請	6
4. 修了証授与	6
5. 新人教育プログラム修了までの流れ	7
6. 免許取得後4～10年目の者について（免除は2026年度まで、2027年度以降は免除廃止）	7
7. 新人教育プログラムの免除者について（免除は2026年度まで、2027年度以降は免除廃止）	7
III. 基礎教育プログラム	8
1. 履修条件	8
2. 修了条件	8
3. 修了申請	8
4. 修了証授与	8
5. 基礎教育プログラム修了までの流れ	9
6. 免許取得後15年目以上の者について（免除は2026年度まで、2027年度以降は免除廃止）	9
IV. 専門教育プログラム	10
1. 履修条件	10
2. 修了条件	10
3. 専門教育プログラム修了までの流れ	10
V. 認定視能訓練士	11
1. 申請条件	11
2. 認定申請	11
3. 認定視能訓練士の更新	11
4. 更新手続きと申請	11
5. 認定視能訓練士の認定申請までの流れ	13
VI. 認定専任教員	14
1. 申請条件	14
2. 認定申請	14
3. 認定専任教員の更新	14
4. 更新手続きと申請	14
5. 認定専任教員の認定申請までの流れ	16
VII. 専門視能訓練士	17
1. 申請条件	17
2. 認定申請	17
3. 専門視能訓練士の更新	17
4. 更新手続きと申請	17
5. 専門視能訓練士（視能訓練学）の認定申請までの流れ	18
VIII. 生涯教育認定事業について	20
1. 生涯教育認定事業の認定条件	20
2. 生涯教育認定事業の講師の条件	21
3. 生涯教育認定事業の名称変更	21
4. 生涯教育認定事業の取り下げ	21
5. 生涯教育認定事業代表者の交代	21
IX. その他	22
会員証（一般・認定）・認定バッジ・認定証の再発行について	22
X. 申請書式	22
〔I〕 新人教育プログラム関連	23
I-1. 新人教育プログラム免除申請書	24
〔II〕 専門教育プログラム関連	25

Ⅱ-1.	専門視能訓練士「視能訓練学」臨床研修参加確認書	26
Ⅱ-2.	専門視能訓練士「視能訓練学」臨床研修修了届・修了証明書	27
Ⅱ-3.	専門視能訓練士「視能障害学」臨床研修参加確認書	28
Ⅱ-4.	専門視能訓練士「視能障害学」臨床研修修了届・修了証明書	29
[Ⅲ]	生涯教育認定事業関連	30
Ⅲ-1.	生涯教育事業認定申請書	31
Ⅲ-2.	生涯教育事業名称変更届	33
Ⅲ-3.	生涯教育事業認定取り下げ願い	34
[Ⅳ]	臨地実習受入関連	35

はじめに

生涯教育手続集は、公益社団法人日本視能矯正学会（以下、協会）の生涯教育制度における各手続きの手順と様式を掲載しています。会員の皆様自身が指定された期日までに手続きを行ってください。

1. 協会の生涯教育制度についてよく理解してください。
2. 各種申請期限を守ってください。
3. 各教育プログラムの履修申請や受講申し込みは協会ホームページのマイページから実施してください。
4. 各様式において必要事項を正しく申請してください。不備があると認定・承認の遅れや無効になることがあります。
5. 修了申請に必要な証明書等は各自で管理を行ってください。

I. 新人教育プログラム

1. 履修条件

新人教育履修申請を協会ホームページ内のマイページより行う。

2. 修了条件

- 1) 講義日程を履修していること。
- 2) 技術日程3項目を履修していること。(免除制度あり、2026年度まで)
- 3) 生涯教育単位表に従い、13単位以上を取得していること
(免除制度あり、2026年度まで)

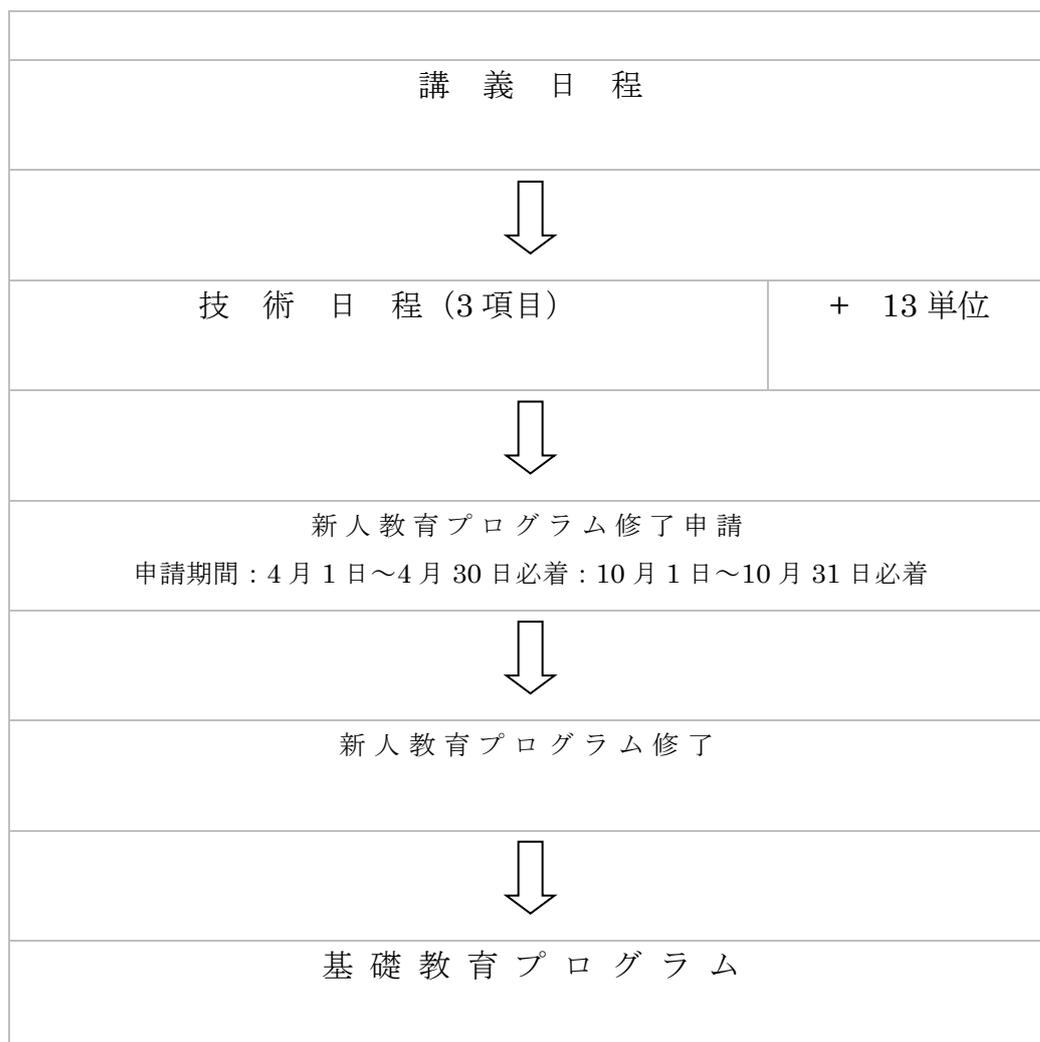
3. 修了申請

- 1) 申請
(1) 協会ホームページのマイページから修了申請を行う。)
- 2) 申請期間：4月1日～4月30日必着および10月1日～10月31日必着の2期間

4. 修了証授与

協会ホームページのマイページから必要な申請した者は、理事会の承認を経て修了となる。理事会の承認後、修了証が申請者に発行・送付される。

5. 新人教育プログラム修了までの流れ



6. 免許取得後 4～10 年目の者について(免除は 2026 年度まで、2027 年度以降は免除廃止)

免許取得後 4～10 年目の者は、協会ホームページのマイページから新人教育プログラム履修申請を行う、講義日程の履修および必要単位数 19 単位以上を取得し新人教育プログラム修了申請を行うことにより、基礎教育プログラムへ進むことができる。

7. 新人教育プログラムの免除者について(免除は 2026 年度まで、2027 年度以降は免除廃止)

免許取得後 10 年を経過した者(11 年目に入る者)で新人教育プログラムの免除を受け基礎教育プログラムの履修を申請する者は、協会ホームページのマイページで郵送にて必ず新人教育プログラム免除申請(新人教育プログラム免除申請書の提出)を行うこと。

Ⅲ. 基礎教育プログラム

1. 履修条件

- 1) 新人教育プログラムの修了していること。
- 2) ホームページのマイページから基礎教育プログラム履修申請を行う。

2. 修了条件

- 1) 基礎教育プログラムⅠ、Ⅱ、Ⅲを修了し、修了証を受領していること。（免除制度あり、2026年度まで）
- 2) 生涯教育単位表に従い、20単位以上を取得していること。

3. 修了申請

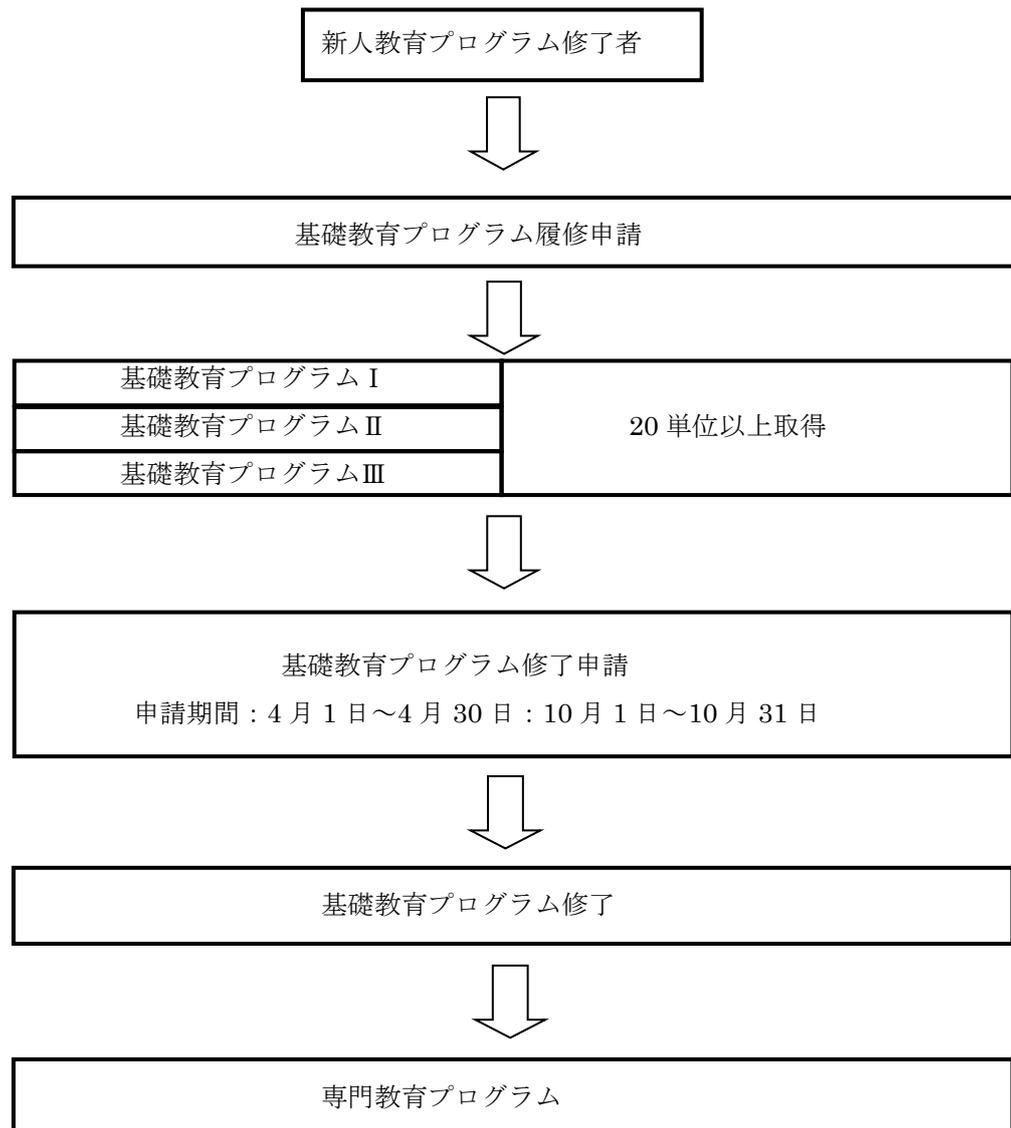
- 1) 申請

協会ホームページのマイページから修了申請を行う。2) 申請期間：4月1日～4月30日必着および10月1日～10月31日必着の2期間

4. 修了証授与

協会ホームページのマイページから必要な申請した者は、理事会の承認を経て修了となる。理事会の承認後、修了証が申請者に発行・送付される。

5. 基礎教育プログラム修了までの流れ



6. 免許取得後15年目以上の者について（免除は2026年度まで、2027年度以降は免除廃止）

免許取得後15年目以上の者は、希望により基礎教育プログラムⅢの受講を指定学会への参加に振替えることを認める。なお振替で参加した学会の参加単位は修了に必要な単位数には含まれない。

指定学会

視能矯正・・・日本視能矯正学会および日本弱視斜視学会総会

視能障害・・・
 2020年まで 日本ロービジョン学会総会および日本ロービジョン学会研修会 1・2
 2021年以降 日本ロービジョン学会総会および日本視能矯正学会

※指定学会は基礎教育プログラム履修申請日以降に参加したものとする。

IV. 専門教育プログラム

1. 履修条件

- 1) 基礎教育プログラムの修了者
- 2) ホームページのマイページから専門教育プログラム履修申請を行う。

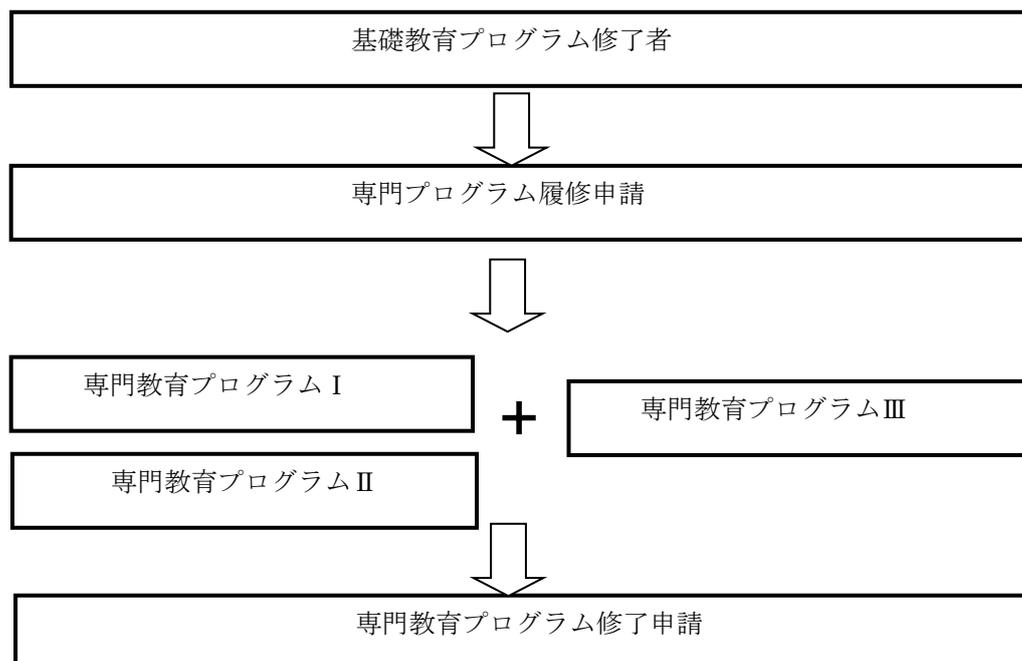
2. 修了条件

専門教育プログラムについては履修期限を設けない。

- 1) 基礎教育プログラムⅠ、Ⅱ、Ⅲを修了し、修了証を受領していること。

専門教育プログラムは、専門教育プログラムⅠ 専門教育プログラムⅡ (A: 視能検査学 B: 光学・眼鏡、C: 視能訓練学、D: 視能障害学)、専門教育プログラムⅢで構成される。プログラムはⅠ→Ⅱの順序で受講する。Ⅱの各項目の受講順やⅢの受講順は問わない。

3. 専門教育プログラム修了までの流れ



V. 認定視能訓練士

下記の条件を満たすものは認定視能訓練士の認定申請が出来る。

1. 申請条件

- 1) 基礎教育プログラムを修了していること。
- 2) 免許取得後 5 年以上かつ 1300 日以上の臨床経験があること。
- 3) 基礎教育プログラム履修申請日から起算して 780 日以上の臨床経験があること。
- 4) 認定申請時に勤務していること。

2. 認定申請

- 1) 申請
 - (1) 認定視能訓練士認定申請を協会ホームページのマイページから行う。
 - (2) 協会ホームページのマイページから勤務証明書をダウンロードし、勤務先に記載してもらったうえでマイページへアップロードする。

※臨床経験の年数(日数)は必要勤務年数に含まれる勤務先のすべてについて必要とする。

証明欄は勤務先に記入を依頼し、証明を受けるものとする。

- 2) 申請期間：1 月 15 日～2 月 15 日必着
- 3) 認定

理事会承認後に認定視能訓練士認定証と会員証および認定バッジが申請者に発行・送付される。

3. 認定視能訓練士の更新

- 1) 認定更新条件
 - (1) 認定視能訓練士認定後、学会参加等により 5 年間に 20 単位以上を取得していること。
生涯教育単位表および単位に関する留意事項(I-3)に従い、1 年間に最低 0.5 単位以上を取得していること。
 - (2) 協会が主催する日本視能矯正学会または総会に伴う講演会(研修会)に 2 回以上参加し単位に加えること。
 - (3) 5 年間で通算 500 日以上の臨床経験があること(臨床経験については勤務証明書の提出を必要とする)。

注：5 年間に (1) ～ (3) ができなかつた場合、認定視能訓練士の認定は失効される。ただし、更新年度の翌年以降に認定条件を満たせば、再認定が可能となる。(基礎 I ～ III の修了は認定視能訓練士失効後も有効とする)

- (4) 認定更新時に勤務していること。

4. 更新手続きと申請

- 1) 申請 協会ホームページのマイページから申請する。
 - (2) (1) 更新料(5 年間分) 7,000 円

2) 申請期間：1月15日～2月末日（更新年を1年目とした場合、5年目の上記日程となる）

例：1年目 2013年4月1日～2014年3月31日

2年目 2014年4月1日～2015年3月31日

3年目 2015年4月1日～2016年3月31日

4年目 2016年4月1日～2017年3月31日

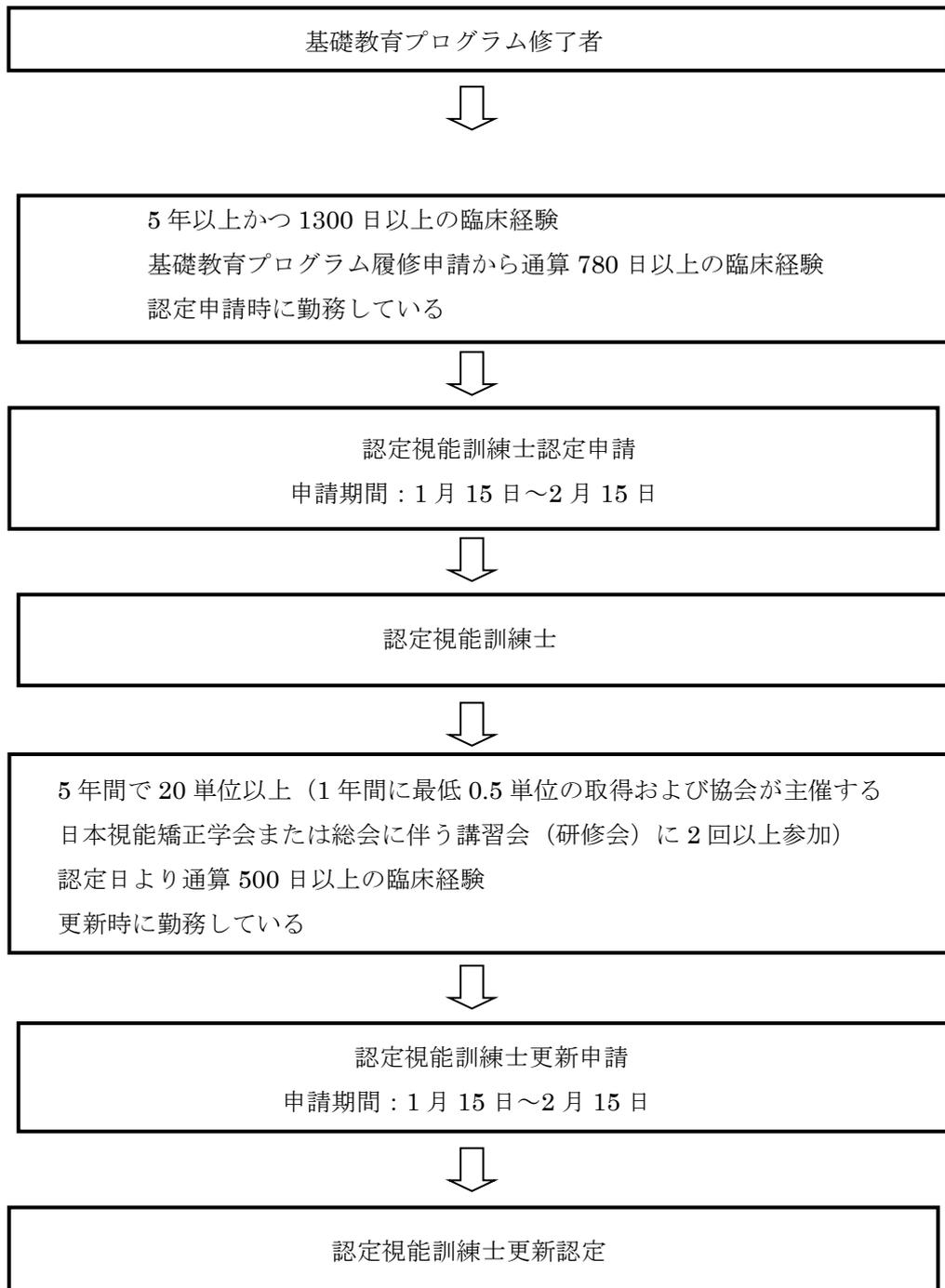
5年目 2017年4月1日～2018年3月31日

※ 更新期間は2018年1月15日～2月15日日

3) 認定

認定視能訓練士更新登録認定日より5年毎に更新認定に必要な申請したものは理事会の承認を経て更新認定となり、認定視能訓練士認定証と会員証が申請者に発行・送付される。

5. 認定視能訓練士の認定申請までの流れ



VI. 認定専任教員

下記の条件を満たすものは認定専任教員の認定申請が出来る。

1. 申請条件

- 1) 視能訓練士の学生の教育に携わる者。
- 2) 視能訓練士としての臨床経験が5年以上（年間100日以上）ある者
- 3) 視能訓練士養成所（以下養成所）において、視能訓練士教育に5年以上（年間100日以上）継続して携わる者。
- 4) 基礎教育プログラムⅠⅡ、および実習施設指導者等養成講習会を修了していること。

認定専任教員登録申請をしてから別に定める学会参加等により、認定専任教員認定申請年度を含む過去5年間に20単位以上取得していること。

注) 大学院修士または博士課程を修了した者、もしくは大学設置審議会の教員組織審査に合格した者については、2)と3)を3年以上とする。

2. 認定申請

- 1) 申請 協会ホームページのマイページから申請する。
- 2) 申請期間：毎年1月15日から2月15日
- 3) 認定
理事会承認後に認定専任教員認定証と会員証、および認定バッジが申請者に発行・送付される。

3. 認定専任教員の更新

- 1) 認定更新条件
 - (1) 認定専任教員資格を有する者
 - (2) 認定専任教員認定後5年間（500日以上）継続して視能訓練士養成学校で教育経験がある。
 - (3) 日本視能矯正学会、日本医学教育学会、全国視能訓練士学校協会教員研修会、それぞれに5年間に1回以上参加している。（申請時と更新時で参加義務学会が異なるので注意すること）
 - (4) 参加義務学会を含め、5年間で20単位以上、毎年最低0.5単位取得している。

注：5年間に(2)～(4)ができなかった場合、認定専任教員の認定は失効される。ただし、更新年度の翌年以降に認定条件を満たせば、再認定が可能となる。（基礎Ⅰ～Ⅲの修了は認定視能訓練士失効後も有効とする）

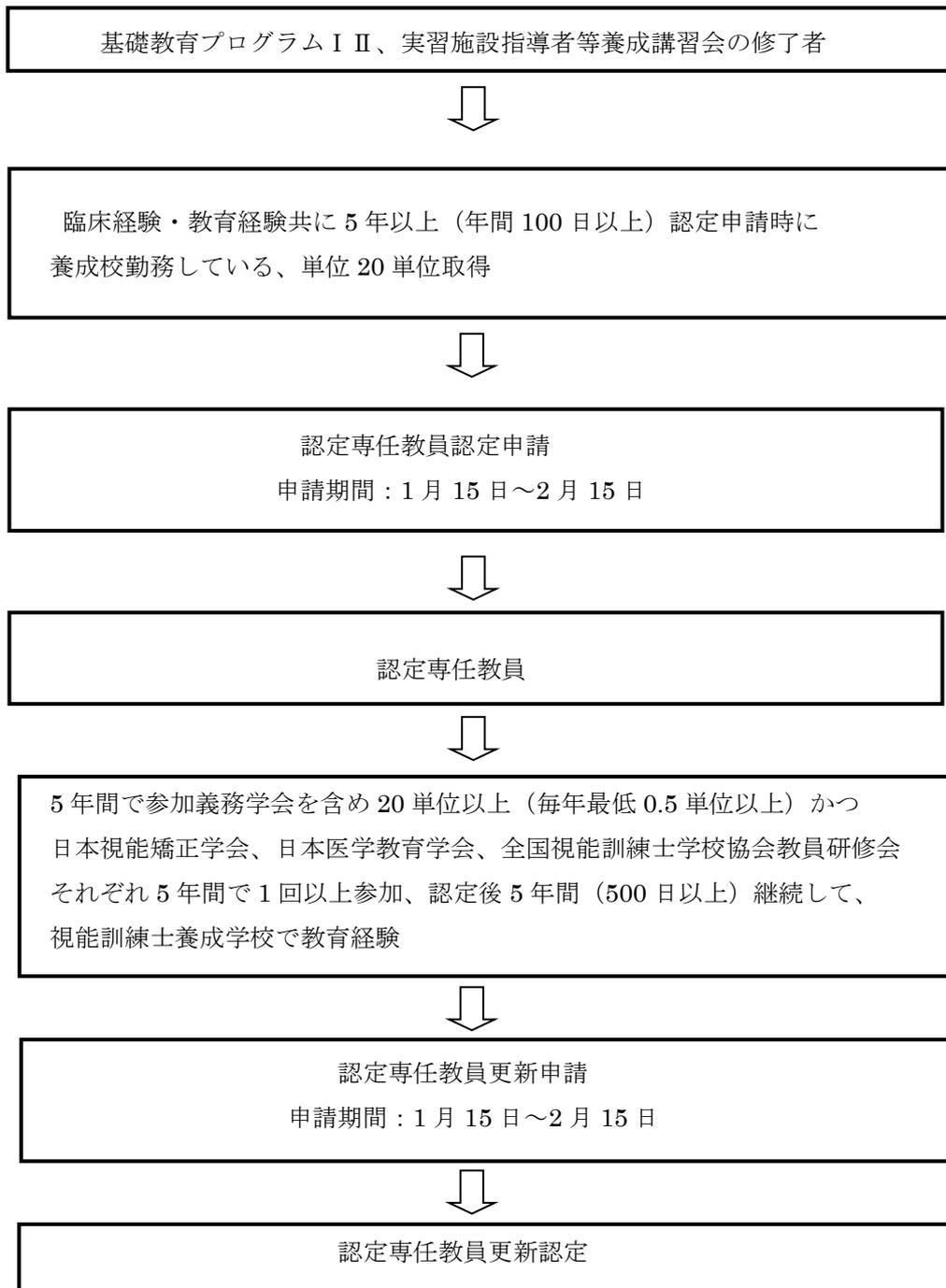
4. 更新手続きと申請

- 1) 申請 協会ホームページのマイページから申請する。

- (1) 更新料 (5年間分) 7,000 円
- 2) 申請期間 : 1月 15日 ~ 2月 15日
- 3) 認定

認定専任教員更新登録認定日より 5年毎に更新認定に必要な申請した者は理事会の承認を経て更新認定となり、認定専任教員認定証と会員証が申請者に発行・送付される

5. 認定専任教員の認定申請までの流れ



Ⅵ. 専門視能訓練士

下記の条件を満たすものは専門視能訓練士の認定申請が出来る。

1. 申請条件

- 1) 認定視能訓練士を1回以上更新していること。
- 2) 専門教育プログラムを修了していること（自己が選択する専門領域の試験は8割以上の正答であること）。
- 3) 臨床研修施設で専門視能訓練士から研修を受け、修了していること。
研修開始条件は別途定める。
- 4) 免許取得後、筆頭論文（査読付き）が5篇以上あること（修士・博士の論文はそれぞれ1篇とする）、うち1篇以上は専門視能訓練士認定申請時より過去3年間にあること。
- 5) 免許取得後、学会での発表（口演・筆頭）が5回以上あること、うち2回以上は日本視能矯正学会であること。
- 6) 専門視能訓練士の認定申請時より過去3年間に、生涯教育単位を30単位以上取得していること。
- 7) 新人または基礎教育プログラムでの講師、新人教育技術日程、基礎教育プログラムⅢの指導経験、養成施設での非常勤講師（1日以上の講義）、年間30日以上臨床実習指導経験が3年以上、実習施設指導者等養成講習会を受講していることのうち、3つ以上あること。
- 8) 専門視能訓練士の認定後、後進の育成のための指導を行うことができること。
- 9) 専門視能訓練士の申請時に勤務（常勤または同一施設で週3日以上）していること。
- 10) 専門視能訓練士認定試験に合格していること。

※3) 以外は各領域共通条件

2. 認定申請

準備中

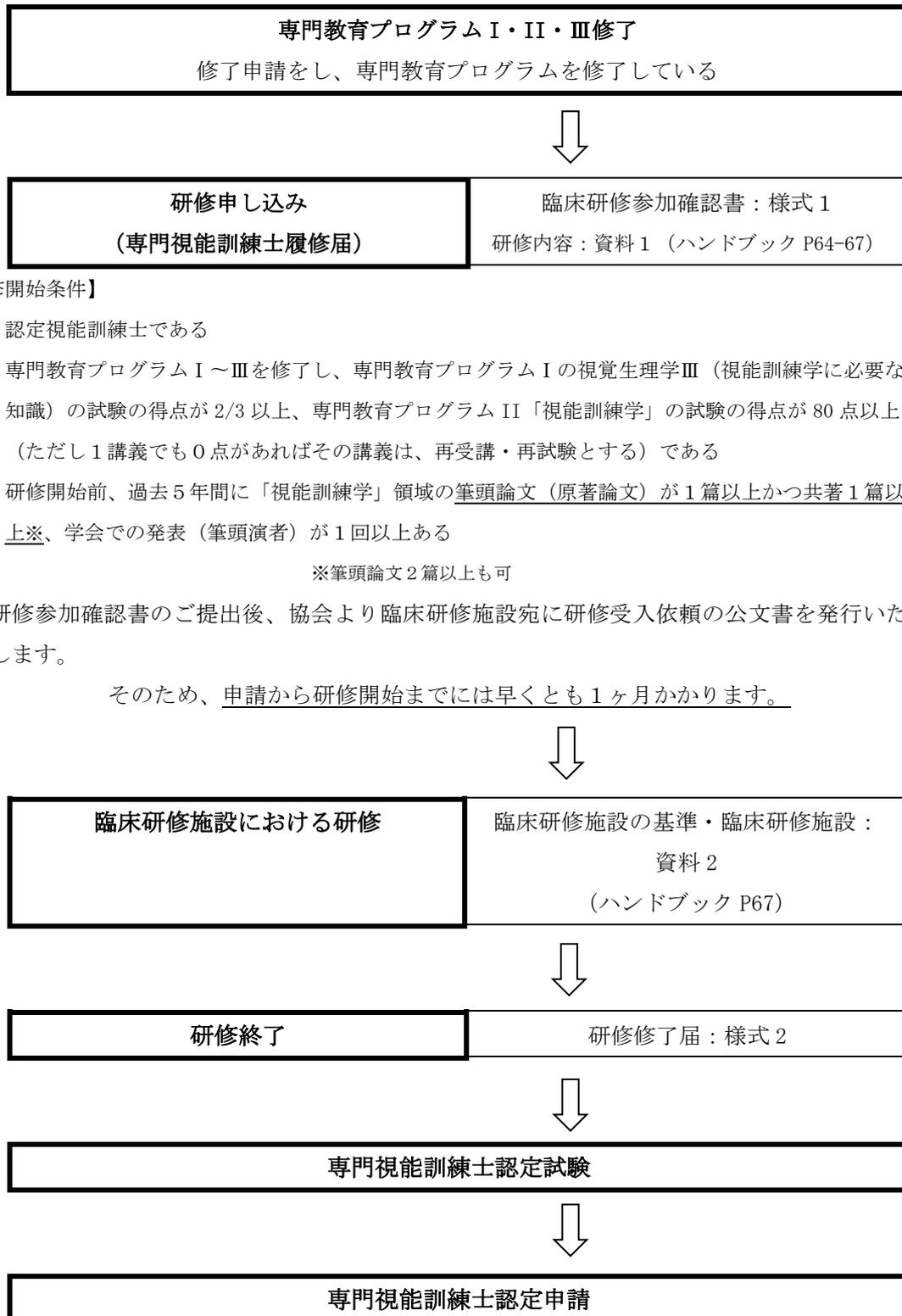
3. 専門視能訓練士の更新

準備中

4. 更新手続きと申請

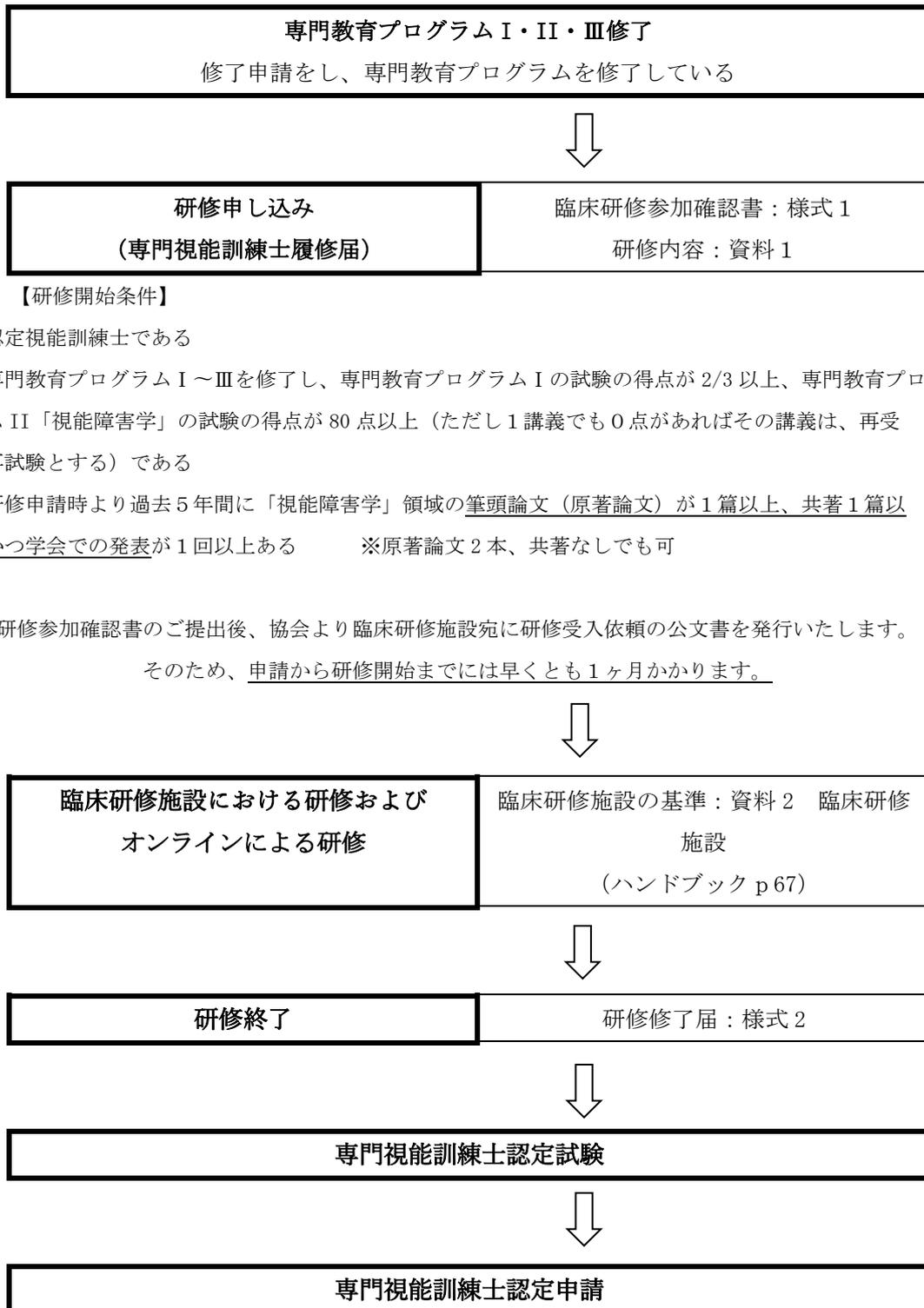
準備中

5. 専門視能訓練士(視能訓練学)の認定申請までの流れ



専門視能訓練士認定条件 (視能訓練学) [公益社団法人 日本視能訓練士協会 | 専門視能訓練士 \(jaco.or.jp\)](http://www.jaco.or.jp)

6. 専門視能訓練士（視能障害学） 認定申請までの流れ



専門視能訓練士認定条件（視能障害学） [公益社団法人 日本視能訓練士協会 | 専門視能訓練士 \(jaco.or.jp\)](http://www.jaco.or.jp)

Ⅷ. 生涯教育認定事業について

1. 生涯教育認定事業の認定条件

認定を申請する事業は、下記1)～8)の条件を満たす必要がある。申請には事務局に生涯教育事業認定申請書の提出を行う。理事会で審議し承認された場合は生涯教育事業認定証が交付される。

- 1) 視能訓練士に必要な知識を習得できる学術会議、講義あるいは技術講習会であること。
- 2) 運営組織を有し、代表者は視能訓練士もしくは医療従事者（国家資格取得者）であること。
- 3) 事業の記録（実施内容、参加人数、会計処理等）を有し、協会の要請に応じて事業計画書、運営組織の詳細、会員名簿等を事務局に提出できること。
- 4) 新規申請時には過去3年以上継続して事業を行っており今後も継続して行えること。
- 5) 1回の開催時間が1時間30分以上であり、年に1回以上、開催されること。ただし、1回の開催時間が1時間30分以上3時間未満の場合は0.5単位、3時間以上は1単位の履修とする。開催方法はwebによるものでも認められる。単位は変わらない。
- 6) 開催2か月前（最低1か月前）に所定の開催予定報告書を提出し、協会ホームページに開催予定を掲載できること。開催1か月前を過ぎての提出は、ホームページ掲載不可、単位取得なしとなる。ただし、提出書類は年に1度の開催を確認する書類として受理する。

注) 1か月前までに提出しても内容に不備がある場合は、ホームページへの掲載期間が短くなる。
- 7) 合同地域勉強会開催については、開催形式に関わらず、共催する事業主からの開催予定報告書を期限内に提出すること。

注) すべての事業主からの期限内提出がされない場合はホームページ掲載及び単位取得は認められない。
- 8) 開催後、すみやかに所定の開催報告書の提出ができること。

留意事項：

- ① 企業との協賛、共催、資金援助（謝金等）を受ける勉強会については単位取得が認められない。また、単位取得できない勉強会のみを2年連続で開催した場合は生涯教育認定事業の認定が取り消される。再度認定を受ける場合は生涯教育事業認定の申請を行なうこと。
- ② 基本的に開催前後の報告書の対照をもって内容確認とするが、虚偽の報告が発覚した場合は、単位が認められないことがある。やむを得ず内容、時間などの変更が生じた場合は、すみやかに届ける。時間の延長があった場合でも、単位の増加はしない。当日時間が短縮してしまった場合は、実際の時間での単位となる。

2. 生涯教育認定事業の講師の条件

高度な専門性や職業的独立性を有する者を講師とすることを条件とし、以下のように定める。

- 1) 国家資格取得者
- 2) 民間資格取得者（経験年数 10 年以上）臨床心理士、公認心理師等
- 3) 学校教育法に定める学校・専修学校の教員の職に就いている者（非常勤を含む）
- 4) 眼科関連企業の専門職者（自社の宣伝などをしてはならない）
- 5) その他、協会の目的に合致し、会員に資する講演を実施いただくと生涯教育部に承認した方

留意事項：

- ①講師が視能訓練士の場合は協会の正会員とし、視能訓練士以外の場合は協会に提出する開催予定報告書に職種を記載すること。
- ②民間資格とは民間団体・企業・業界団体、自治体、公益法人などが、独自の審査基準を設けて任意で与える資格である。
- ③ 2) 3) 4) 5) については開催予定報告書の他、講師に関する資料（氏名、略歴などを記載）を事務局に提出し、単位認定の有無について承認が必要となる。
- ④4) については発表スライド 2 枚目に利益相反開示を行い、開催後に発表スライドの PDF（1, 2 枚目）を事務局へ提出し、単位認定の有無について承認が必要となる。

3. 生涯教育認定事業の名称変更

認定事業の名称を変更する場合は、生涯教育事業名称変更届を事務局に提出すること。

4. 生涯教育認定事業の取り下げ

認定事業の取り下げを行う場合は、生涯教育事業認定取り下げ願いを事務局に提出すること。

5. 生涯教育認定事業代表者の交代

認定事業の代表者が交代する場合は、その旨事務局に報告すること。

IX. その他

会員証(一般・認定)・認定バッジ・認定証の再発行について

視能訓練士協会会員証および認定視能訓練士・認定専任教員会員証、認定視能訓練士・認定専任教員のバッジ等を紛失した場合は、協会事務局へ問い合わせする。

なおバッジの再購入は¥1,000、会員証の再発行は¥2,500 となっている。

X. 申請書式

[I] 新人教育プログラム関連

I-1. 新人教育プログラム免除申請書

新人教育プログラム免除申請書

(年度はすべて西暦で記載してください。)

公益社団法人 日本視能訓練士協会 会長殿

年 月 日

会員番号

ふりがな

氏 名

免許取得年 年

私は免許取得後 10 年を経過しました (11 年目に入りました) ので、新人教育プログラムの免除を申請いたします。

[Ⅱ] 専門教育プログラム関連

II-1. 専門視能訓練士「視能訓練学」臨床研修参加確認書

専門視能訓練士「視能訓練学」臨床研修参加確認書

(年度はすべて西暦で記載してください。)

年 月 日

公益社団法人 日本視能訓練士協会 会長殿

署 名 :

会員番号 :

私は、専門視能訓練士「視能訓練学」の取得を目指します。

研修は、 年 月より希望いたします。

臨床研修希望施設 _____

【開始条件の確認】

私は、研修開始前から過去5年間に「視能訓練学」領域の筆頭論文（症例報告を除く）が1篇以上および共著1篇以上※、学会での口演発表（筆頭演者）が1回以上あることを報告いたします。

※筆頭論文2篇以上も可

筆頭論文

論文タイトル :

掲載雑誌等の名称

発行年 :

共著論文 ・ 筆頭論文 (どちらか○で囲む)

論文タイトル :

掲載雑誌等の名称 :

発行年 :

口演発表（筆頭演者）

学会等の名称・発表年 :

タイトル :

(複数ある場合は最新のものを記載のこと)

II-2. 専門視能訓練士「視能訓練学」 臨床研修修了届・修了証明書

専門視能訓練士「視能訓練学」 臨床研修修了届・修了証明書

届出日（西暦） 年 月 日

< 臨床研修修了届 >

私（ 氏 名 ）は、

協会が定める研修施設において、「視能訓練学」の研修を
修了いたしました。

研修施設：

研修修了日：（西暦） 年 月 日

※研修担当者記

< 臨床研修修了証明書 >

協会が定める「視能訓練学」の研修内容を修了し、上記に
相違がないことをここに証します。

（西暦） 年 月 日

研修担当者署名： _____

II-3. 専門視能訓練士「視能障害学」臨床研修参加確認書

専門視能訓練士「視能障害学」臨床研修参加確認書

(年度はすべて西暦で記載してください。)

年 月 日

公益社団法人 日本視能訓練士協会 会長殿

署 名 :

会員番号 :

私は、専門視能訓練士「視能障害学」の取得を目指します。

研修は、 年 月より希望いたします。

臨床研修希望施設 _____

【開始条件の確認】

私は、研修申請時より過去5年間に「視能障害学」領域の筆頭論文(原著論文)が1篇以上、共著1篇以上、かつ学会での発表が1回以上あることを報告いたします。

*原著論文2本、共著なしでも可

筆頭論文

論文タイトル :

掲載雑誌等の名称

発行年 :

共著論文 ・ **筆頭論文** (どちらか○で囲む)

論文タイトル :

掲載雑誌等の名称 :

発行年 :

学会発表(筆頭演者)

学会等の名称・発表年 :

タイトル :

(複数ある場合は最新のものを記載のこと)

Ⅱ-4. 専門視能訓練士「視能障害学」 臨床研修修了届・修了証明書

専門視能訓練士「視能障害学」臨床研修修了届・修了証明書

届出日（西暦） 年 月 日

＜臨床研修修了届＞

私（ 氏 名 ）は、

協会が定める研修施設において、「視能障害学」の研修を
修了いたしました。

研修施設：

研修修了日：（西暦） 年 月 日

※研修担当者記

＜臨床研修修了証明書＞

協会が定める「視能障害学」の研修内容を修了し、上記に
相違がないことをここに証します。

（西暦） 年 月 日

研修担当者署名： _____

[Ⅲ] 生涯教育認定事業関連

Ⅲ-1. 生涯教育事業認定申請書

申請日 年 月 日

生涯教育事業認定申請書

下記の事業を公益社団法人 日本視能訓練士協会の生涯教育事業として
認定の申請をいたします。

事業名（学会名・研究会名・勉強会名等）：

責任者（運営母体あるいは事務局等）：

主たる開催地（複数名可）：

事業開始年度と現在までの開催回数：

開催頻度： 回／年

対象者：

会員名簿の有無：

過去3年間の活動について（3年分の報告をしてください）

*別紙に記載（プログラムまたは開催案内でも可）

***協会ホームページ、JACO ニュース等に公表できる連絡先をご記入ください**

事業名：

代表者名：

所属名：

連絡先住所：

電話番号：

メールアドレス：

<過去3年間の活動内容>*足りない時はコピーしてお使いください

開催日程	年 月 日	開催時間	時間	参加人数	名
演題	1. 2.				
講師 (所属・資格)	1. 2.				
内容要約	1. 2.				

開催日程	年 月 日	開催時間	時間	参加人数	名
演題	1. 2.				
講師 (所属・資格)	1. 2.				
内容要約	1. 2.				

開催日程	年 月 日	開催時間	時間	参加人数	名
演題	1. 2.				
講師 (所属・資格)	1. 2.				
内容要約	1. 2.				

Ⅲ-2. 生涯教育事業名称変更届

年 月 日

生涯教育事業名称変更届

公益社団法人 日本視能訓練士協会
会長 殿

生涯教育事業認定第 号

事業名：

代表責任者：

年 月 日付で公益社団法人 日本視能訓練士協会 生涯教育事業として認定されました下記の事業の名称を 年 月 日付で変更いたしますので、承認いただきたく、よろしく願いいたします。なお、事業対象、事業内容等につきましては、現行の事業と大きな変更はないことを申し添えます。

現在の事業名（学会名・研究会名・勉強会名等）：

新しい事業名（学会名・研究会名・勉強会名等）：

名称変更の理由：

Ⅲ-3. 生涯教育事業認定取り下げ願い

年 月 日

生涯教育事業認定取り下げ願い

公益社団法人 日本視能訓練士協会
会長 殿

生涯教育事業認定第 号

事業名：

代表責任者：

年 月 日付で公益社団法人 日本視能訓練士協会 生涯教育事業として認定されました下記の事業について生涯教育事業の認定の取り下げを申請したくお願い申し上げます。

事業名（学会名・研究会名・勉強会名等）：

取り下げ理由：

[IV] 臨地実習受入関連

IV. 臨地実習受入による単位申請書

年度 臨地実習受入による単位申請書

(年度はすべて西暦で記載してください。)

公益社団法人 日本視能訓練士協会 会長 殿

私は、下記の臨地実習期間に指導しましたので報告いたします。報告内容には一切の虚偽のないことを誓約します。

年 月 日

署名:

会員番号:

医療研修推進財団(PMET)の 実習施設指導者講習会修了番号

または 2023 年度以降の協会主催の臨地実習指導者講習会修了番号:

【臨地実習受け入れ①】

実習受け入れを行った養成校名:

実習開始日: 年 月 日

実習終了日: 年 月 日

受け入れ期間: 日 ※受け入れ期間が 20 日以上ない場合は単位を付与できません。

【臨地実習受け入れ②】

実習受け入れを行った養成校名:

実習開始日: 年 月 日

実習終了日: 年 月 日

受け入れ期間: 日 ※受け入れ期間が 20 日以上ない場合は単位を付与できません。

※実習指導による生涯教育単位付与は、過去に医療研修推進財団(PMET)による講習会を受講済みの方、もしくは 2023 年度から開催される協会主催の臨地実習指導者講習会を受講された方が臨地実習の指導を行なった場合に申請可能です。

※実習 1 回(20 日以上)受入につき 1 単位、年間 2 単位が上限となります。

2006 年制定

2007 年改訂

2009 年改訂

2011 年改訂

2013 年改訂

2016 年改訂

2017 年改訂

2018 年改訂

2021 年改訂

2022 年改訂

2023 年改訂

2024 年改訂